



URL :

<http://wfdeafnew.wpenginepowered.com/wp-content/uploads/2023/03/Position-Paper-on-the-the-primacy-of-deaf-people-in-the-development-and-teaching-of-national-sign-languages.pdf>

英題 : Position Paper on the primacy of deaf people in the development and teaching of national sign languages

方針説明書： 各国手話言語の発展・教育における ろう者の優位性

[国際手話版はこちら](#)



2023年3月

重要事項

- ろう者やろうコミュニティは、手話言語に関連する全ての活動の先頭に立つこと。特に、ろう者は自分たちの手話言語、つまり自国の手話言語を教える機会を与えられること。
- ろう者としておよび手話言語の使用者として、ろう者の生きた経験は、自国の手話言語教育において優位性をもつと認識されること。これは、手話言語教育の分野が比較的新しく、まだ発展途上である状況においては、特に重要である。手話言語教育分野におけるろう者の能力や将来性を高めるために、手話言語教育スキルや資格化を開発させるための措置が必要である。
- ろうコミュニティの言語と文化は、社会にとって豊かな資源である。ろう児やその家族その他の人々を含め、手話言語を学びたい人・学ぶ必要のある人に対して、モデルとなり、（ろうコミュニティの言語と文化という）豊かな資源を社会と共有するにあたり、ろう者は最適の役割を果たす。



はじめに

世界ろう連盟（WFD）は、「自国の手話言語を教える機会がろう者でない人に奪われ、ろう者が自分たちの言語を教えることから排除されている」という報告を世界各国から受けており、この事態を懸念している。ろう者でない教師が手話言語指導をするビジネスを立ち上げることで、手話言語講座を開講している学校・大学において、その講座の講師に聞こえる人を採用することも起きている。これは、ろう者やろうコミュニティが手話言語を指導する機会を減少させている。さらに、ろう者が自国の手話言語を教えないと手話言語教育の質にも影響を与える。このことは、手話言語通訳者や、ろうのこどもや成人に教育をしたり一緒に働く人の訓練に悪影響を及ぼす。

各国の手話言語は、ろう者が集まる時に自然に発展する。ろうコミュニティは、ろう者が共有する経験や、社会に対する独自の感覚を中心に形成されている¹。ろう者は自国の手話言語を用いて、ろう文化の行動や価値観を示し実践している。各国の手話言語とろう文化は、ろう者から生まれる。すべての生きている言語と同じように、手話言語はその国のろうコミュニティとともに発展・進化しており、ろう者が、自国の手話言語の発展におけるあらゆる側面（指導を含む）の中心にいる必要がある。自国の手話言語を母語／第1言語／優先言語とするろう者が、手話言語や文化のロールモデル・教師として認識され、尊重されなければならない。

WFDは、世界中のろう者の人権を促進する国際的な非政府組織である。「自国の手話言語による教育」という、ろう者の人権を促進する「交差的アプローチ」がWFDの重要な活動のひとつである。

「交差的アプローチ」には、文化的マイノリティ、歴史的に周縁化されたコミュニティに属するろう者、また、盲ろう者、他の障害をあわせもつろう者（例：知的障害のあるろう者）、LGBTQIA+のろう者などが含まれる。手話言語による自然な言語獲得は、すべてのろう者にとって極めて重要である。

¹著者名：バウマン H-ダークセン L (Bauman, H-Dirksen L)、マレー, ジョセフ (Murray, Joseph)

表題：ろう者の発展：人間の多様性による利害を高めるために

出版社：ミネソタ大学出版局

発行年：2014年



国際的な法的枠組み

「国連障害者の権利に関する条約（CRPD）」は、各国の手話言語を認知し、ろう者に自国の手話言語に対する基本的人権を与えた、最初の国際的な法的枠組みである。条約は、第2条、第9条、第21条、第24条、第30条を通じて、各国政府に各国の手話言語の重要性を認知し、その使用を促進することを義務付けている。第30条は、ろう者・ろうコミュニティに、文化的・言語的マイノリティの地位を法的に認め付与している。ろう者が、「文化的・言語的マイノリティ」と「障害のある人の運動」の両方に属するという独自の交差性を持っていることは、長い間認識されてきた。WFDの方針説明書「相補的か相反的か：“障害”対“文化的・言語的少数者”の構成概念におけるろうコミュニティの位置づけ（[日本語訳はこちら](#)）では、他の障害者や少数派グループとは異なる、独自の交差性について文書化したものである。

CRPDは、第4.3条において、ろう者および手話言語やろう文化に関するろう者の生きた経験の優位性を認めている。この条文は、締約国に対し、障害のある人を代表する組織、つまり障害のある人の団体を通じて、ろう者を含む障害のある人と密接に協議し、積極的に関与することを義務づけている。ここでいう「障害のある人の団体」とは、ろうコミュニティにおいては、多くの場合、全国ろう協会およびWFD正会員を意味する。全国ろう協会は、ろう者によってろう者のために運営されており、ろう者の意見やろう者の生きた経験の優位性を認識している。

CRPDの第4.3条は、締約国に対し、ろう者および自国の手話言語に関するあらゆる法律・プログラム・政策において、全国ろう協会を含む障害のある人の団体と有意義に協力することを求めている。さらに、締約国は、法律・公共政策・プログラムにおいて、自国の手話言語使用の認知・促進を確保するために、全ての適切な措置を講じるものとされている。この促進には、自国の手話言語の出版物、訓練、教育、研究、一般的な使用等に対する支援も含まれる。

CRPDの実施により、各国手話言語の教育や資源、各国手話言語に関する専門的・学術的研究が増加するはずである。ろう者が自国手話言語の発展を主導するための能力・将来性を高めることを目的とした支援も、自国の手話言語に関するすべての活動においてろう者を最優先にすることの一つに含まなければならない。ろう者が、自国手話言語の教育・発展をリードしていくための能力・将来性を伸ばすには、例えば、自国にろうの手話言語教育専門家がない場合、他国の専門家を招いて研修ワークショップを行い、これに資金提供する方法などがある。



締約国は、「教員養成コース」を設立し、これに適切な資金提供をすることを通じて、ろう者が自国の手話言語教員として訓練を積み、働く機会を持てるようにすること、これらのために十分な資源を確保することに対する責任と義務を有する。これらの教育・訓練を、適切な資格や経験を持つろう者やろう団体の有意義な参加なしに行うことはできない。

ろう者は、第1言語（L1）・第2言語（L2）学習者に向けた自国の手話言語教育において極めて重要な役割を担っており、教育には様々なグループや教育法がある。「教育」には、例えば、次のような内容が含まれる。新しく手話を始める人（ベビーサイン等）への指導、地域社会を中心にした自国の手話言語コース、初等教育～中等教育以降までの教育現場でのコース、専門技能の向上や通訳者養成プログラム等である。特に注目すべきは、ろう児やその家族、介護者の教育に関連する自国の手話言語教育である。「ろう者のロールモデル」は、ろう児とその家族による自国の手話言語の完全な獲得に不可欠であり、また、自然な言語発達や家族の幸せ（ウェルビーイング）の実現に必要とされる、言語の学びやろう者としての文化的・感覚的な生き方やあり方も伝える。「ろうのメンター（優れた指導者）」がいることや「家族向けの手話言語指導プログラム」を受けることは、ろう児の言語発達や、きこえる家族の言語習得、子どもの将来に対する前向きな姿勢に良い影響を与えるという研究結果が出ている。

これらのプログラムでは、ろう児を育てるきこえる親の家庭を、ろう者が訪問する²。また、ろう児を育てる親を対象とした、訓練を受けたろうの教師が教える専門的な手話言語教室は、親の手話言語習得に優れた結果をもたらすという研究結果もある³。

²著者名：ゲイル E (Gale E.)

表題：早期介入におけるろうの大人との協働

誌名：特別の教育を必要とする児童 (Young Exceptional Children)

発行年：2020年7月

doi:10.1177/1096250620939510

³著者名：オイザーマン, J. (Oyserman, J.)、デ・グース, M (de Geus, M)

発行年：2021年

表題：親の手話言語教育における新しいデザインの導入：ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)

以下の中に記載：

著者名：スノードン, K. (Snoddon, K.)、ウェーバー, J. (編集)

表題：ろう教育における複言語主義に関する批判的視点

著者名：スノードン, K. (Snoddon, K.)

発行年：2015年



自国手話言語の教育資源は、ろう児やろう青年・家族・ろうの成人に直接的な利益をもたらす必要がある。多く場合、L2向けの自国手話言語の授業を行う学校や大学のすべてで授業を行うには、ろうの自国手話言語教師の人数が足りていない。ろう児やろう青年・家族・ろうの成人が、言語・文化モデルとしての、ろうの自国手話言語教師を必要としている。それにより、自国手話言語の教育資源が維持され、促進され、ろう児・ろう青年・ろうの成人・家族に向けられるべきである。多くの場合、ろう児やその親が「ろうの教師が提供する自国手話言語サービス」を利用するよりも、きこえる学校の生徒や大学生が自国手話言語の授業を受けるほうがはるかに容易な状況である⁴。

例えば、ベルギーのフランダース地方では、次のようにアドバイスしている：

言語学の知識を持つろうの手話者／手話言語使用者は、フラマン手話言語(Flemish Sign Language)をL2として学んだ人と比べて、(大人の)学生／学習者の質問に答えるのに、より適した立場にある。さらに、彼らはろうコミュニティに対してより良い感覚を持っているので、言語だけでなく文化も伝えることができる。多くの場合、きこえる学習者にとって、手話言語教師がろう者との最初の接触になる。このろうの教師との接触のおかげで、きこえる学習者は、ろうコミュニティと接触しやすくなり、授業で学んだことを実践できる。

表題：ろう児の親に手話言語を教えるためにヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を利用する

誌名：カナダの現代語の再検討（Canadian Modern Language Review）71巻3号 p.270-287

URL：<http://dx.doi.org/10.3138/cmlr.2602>.

⁴著者名：マッキー, R. (McKee, R.)

発行年：2017年

表題：ニュージーランド手話言語の活力を評価する

誌名：手話言語研究（Sign Language Studies）17巻3号 p322-362

doi:10.1353/sls.2017.0008;

著者名：スノードン, K. (Snoddon, K.)

発行年：2016年

表題：誰のアメリカ手話言語（ASL）が重要であるのか？親の手話言語カリキュラム開発の文脈における言語的規範主義と課題

誌名：バイリンガル教育とバイリンガリズムに関する国際ジャーナル（International Journal of Bilingual Education and Bilingualism）21巻8号 p.1004-1015

URL：<https://doi.org/10.1080/13670050.2016.1228599>



2007年に署名された「[世界ろう連盟と世界手話言語通訳者協会の協定](#)」においても、ろう者が重要な中心的地位にいるべきとしており、「手話言語の辞書・教材の普及を含め、自国における手話言語の政治的、文化的、教育的発展を図る際には、ろう者組織が最優先されることを認識する」と明記されている。

勧告

- 締約国は、自国手話言語の文化的・言語的モデル、教師・普及者として機能するろう者の能力・将来性を保証するために必要なあらゆる措置（適切に資源を備えた手話言語教師養成コースやろう者のための教師養成コースの設立を含む）を講じること。
- 政府機関、非政府組織、民間企業、自国手話言語に堪能な個人は、「ろうコミュニティやろう者主導の組織が、自国手話言語の教育・発展を主導する」という原則が、自分たちの活動に組み込まれていることを確認すべきである。自国手話言語に関わるプロジェクトは、ろう者主導の組織（ろう者を代表する全国的な協会を含む）の関与のもとで実施すること。

謝辞

レイシェル・ハリス博士（Dr Raychelle Harris）、クリスティン・スノードン博士（Dr Kristin Snoddon）、ロバート・アダム博士（Dr Robert Adam）、ジョセフ・J・マレー博士（Dr Joseph J Murray）、ビクトリア・マニング氏（Ms Victoria Manning）、アレクサンダー・ブロックス氏（Mr Alexandre Bloxs）

世界ろう連盟について

世界ろう連盟（WFD）は、全世界で約7000万人のろう者の人権を代表し、促進する国際的な非政府組織であり、135カ国のろう協会をまとめる連盟である。WFDの使命は、ろう者の人権の促進、また、生活の全ての領域に対する、完全かつ質の高い平等なアクセス（自己決定、手話言語、教育、雇用、地域生活を含む）の促進である。WFDは国連の諮問的地位を有し、国際障害同盟（IDA）の創立メンバーでもある。

ウェブサイト：www.wfdeaf.org

Eメール：info@wfdeaf.org